



要望2

自動車教習指導員（現行21歳以上）、技能検定員（現行25歳以上） の受験資格の年齢要件の緩和

※道路交通法により、教習指導員は21歳、技能検定員は25歳以上でなければ受験できない。

※技能検定員審査等に関する規則により、教習指導員・技能検定員の受験には、“受験する車種の免許”を所持している必要がある。

（理由）

- 意欲ある若年層の雇用拡大、活躍推進の観点から、高校新卒者がすぐに自動車教習所に就職できるよう、自動車学校による運転技術の専門教育や適性検査などによる安全対策をはかることを前提に、受験年齢を引き下げる必要がある。

資料5: 採用を望む自動車教習所経営者の声

年齢制限が緩和されれば、高卒新人の採用も視野に入ってくる。中小企業は、高卒新卒者を採用して、約3年間を事務などの別の仕事においておく余裕はない（A社）。

地域に大学はなく、採用は中途採用がほとんどだが、年齢制限が緩和されれば、地元の高校卒の優秀な人材を採用する選択肢の幅が広がるのでありがたい（B社）。



【参考資料】警察庁・国土交通省の規制緩和により活力が増進された事例

事例1: にぎわい創出のための歩行者天国の円滑な実施

- 平成17年国交省通達「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」や、平成23年の「道路占用許可の特例制度」創設により、歩行者天国による地域イベントが実施しやすくなり、賑わいが創出。



事例2: 4人乗り電動カートの公道走行

- 輪島商工会議所は、ゴルフカートを改良してヘッドライトや方向指示器を付けた4人乗り電動カートで、公道走行に必要なナンバーを平成26年に全国で初めて取得。
- 観光客の回遊性向上につながるものと期待している。



事例3: 高卒ですぐに受験できる準中型自動車免許の創設

- 高卒ですぐに保冷車などの総重量が5tを超える車を運転できるように、平成27年6月、「準中型自動車免許」を新設する改正道路交通法が可決。
- これにより、車両総重量3.5t以上7.5t未満の車両を満18歳以上で運転可能となる。

